

## 中国人民銀行

## 金融により中国(福建)自由貿易試験区建設を支援することについての指導意見

## 福建自貿区における金融改革の方向性が示される

中国トランザクションバンキング部

中国人民銀行は2015年12月9日付けで、「金融により中国(福建)自由貿易試験区建設を支援することについての指導意見」(以下、福建指導意見)を公布しました。福建指導意見の公布と同時に、天津、広東自由貿易試験区についても同様の金融改革の指導意見が公布されており、各自由貿易試験区における金融改革の方向性が示されました。

## 1. 背景・経緯

中国(福建)自由貿易試験区は、2014年12月に国务院常务会议および全国人民代表大会常務委員会において設置が決定され、2015年4月に全体プランである「中国(福建)自由貿易試験区全体方案の印刷・発行に関する通知」(国発〔2015〕19号)を公布、その後、各管理弁法も公布されており、徐々に具体化が図られています。

## 2. 福建指導意見の内容

福建指導意見においては、福建自由貿易試験区における金融改革の方向性が示されています。

【図表1 各自由貿易試験区の比較】

共通項目	エリア				内容
	上海	天津	福建	広東	
人民元クロスボーダーの使用拡大	○	○	○	○	【人民元外債】 ◆天津・福建・広東 限度枠、計算基準(資本金・純資産ベース等)、係数、期限等の運用手続きはいずれも明文化されず ◆上海 限度枠: 払込済資本金の1倍まで 期限: 1年以上
	○	○	○	×	【区内企業の域外での人民元債券起債】 ◆FTZ(自由貿易試験区)企業の資金調達手段として活用可能
	○	○	○	×	【区内企業域外親会社の中国における人民元債券発行(パンダ債)】 ◆発行事例は多くないものの、今後の新たな調達手段となる可能性
	○	○	○	○	【人民元クロスボーダープーリング】 【天津】グループ企業の経営年数、年間売上高、ネット流入額の制限無し 【福建】備案(届出)にて展開と規定 【広東】展開可能との指針のみ 【上海】参入条件、限度枠等、明文規定無し。備案も不要
	○	○	○	×	【企業の域外投資】 ◆条件を満たす区内企業は域外証券市場、デリバティブ投資業務を展開可能。上海は域外だけでなく域内証券・先物市場にも言及
	○	○	○	○	【個人の域外投資】 ◆条件を満たす区内個人の人民元域外各種投資が可能

共通項目	エリア				内容
	上海	天津	福建	広東	
外貨管理改革の深化	×	○	○	○	【外貨転】 ◆ 經常項目の外貨転と支払いは異なる銀行を選択可能
	×	○	○	○	【域外貸付】 ◆ 域外貸付の限度枠を更に拡大する
	○	○	○	○	【外貨建リース料受取】 ◆ ファイナンスリース企業は外貨建てリース料の受取を許可する
	○	○	○	○	【限度額内の資本項目自由両替】 ◆ 投融資関連の資本項目クロスボーダー送金、入金は年間1,000万米ドル以内の部分は「投融資口座」を通じて自由両替可能 ◆ 投融資の内容は現状明らかにされていない
	×	○	○	○	【比例自律管理での外貨外債】 ◆ 比例自律管理での外貨外債の利用が可能、限度額は純資産の1倍まで。外債の自由元転も導入
	○	○	○	○	【外債】 外債の自由元転が導入
	○	○	○	○	【外貨クロスボーダープーリング、外貨ネットティング】 ◆ 天津・福建・広東: 多国籍企業外貨資金集中運用の条件緩和
FT口座	○	○	○	○	【FTZ特有の口座体制作りの模索】 ◆ 上海での体制を参考に、天津・福建・広東でも決済の利便化を進める
	○	×	×	×	【FT口座を活用した外債調達】 FT口座経由での外債調達の場合、資本金の2倍まで調達可能

注: ○は細則公布済み或いは方針発表済み ×は当該施策なし

主な施策概要は上表に示したとおりですが、福建自由貿易試験区における特徴としては「中国・台湾両岸の金融協働」が挙げられます。条件に合致する銀行が、域外企業の新台湾ドル非居住者口座を開設することが可能となる等、台湾との連携を深める金融策の方針が示されています。

### 3. 企業への影響

常務委員会での決定からおおよそ1年が経過し、各自由貿易試験区の方角性が徐々に明らかになってきています。福建指導意見により、金融面での改革方針が明らかとなり、企業にとっては、少しずつではありますが各自由貿易試験区の比較検討が行えるようになってきています。福建自由貿易区については、台湾との連携、ひいては21世紀海のシルクロードの起点として期待がもたれていますが、自由貿易区の施策については詳細な手続きが定まっていない施策も多く、更なる具体化が待たれます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中国人民银行关于金融支持中国（福建）自由贸易试验区建设的指导意见</p> <p>中国人民银行福州中心支行，厦门市中心支行；国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：</p> <p>为贯彻落实党中央、国务院关于建设中国（福建）自由贸易试验区（以下简称自贸试验区）的战略部署，促进自贸试验区跨境贸易和投融资便利化，支持自贸试验区实体经济发展，根据《国务院关于印发中国（福建）自由贸易试验区总体方案的通知》（国发〔2015〕20号），提出以下意见。</p> <p>一、总体原则</p> <p>（一）坚持金融服务实体经济。以深化两岸金融合作为主线，突出特点，促进贸易投资便利化，推动经济转型升级，为两岸经贸合作和 21 世纪海上丝绸之路核心区建设提供金融支持。</p> <p>（二）坚持改革创新，先行先试。在总结和借鉴上海自贸试验区成功经验基础上，积极探索准入前国民待遇加负面清单管理模式，简政放权，着力推进人民币跨境使用、人民币资本项目可兑换和外汇管理等领域改革创新，推动市场要素双向流动。</p> <p>（三）坚持风险可控。稳妥有序组织金融开放创新工作，先易后难、稳步推进，成熟一项、推进一项，及时总结评估，完善金融风险防控体系。</p> <p>二、扩大人民币跨境使用</p> <p>（四）银行业金融机构可按规定凭自贸试验区内企业提交的收付款指令，为其直接办理跨境</p>	<p>中国人民銀行 金融により中国（福建）自由貿易試験区建設を支援することについての指導意見</p> <p>中国人民銀行福州センター支行、厦門市センター支行；国家開発銀行、各政策銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵便貯蓄銀行：</p> <p>党中央、國務院による中国（福建）自由貿易試験区（以下略称自貿試験区）の戦略アレンジを貫徹して実行し、具体化するために、自貿試験区のクロスボーダー貿易と投融资の利便化を推進し、自貿試験区の実体経済の発展を支援する。『國務院中国（福建）自由貿易試験区の全体プランを公布することについての通知』（国発〔2015〕20号）に基づいて、以下意見を提出する。</p> <p>一、全体原則</p> <p>（一）金融による実体経済への貢献を堅持する。兩岸の金融協働を主軸として、特徴を際立たせ、貿易投資の利便化を促進し、経済のモデル転換・グレードアップを推進し、兩岸の経済貿易協働と 21 世紀の海のシルクロードのコア区域建設のために金融支援を提供する。</p> <p>（二）改革刷新を堅持し、まず試行業務を行う。上海自貿試験区の成功経験を総括し、参考にすることを基礎に、参入前内国民待遇に加えて、ネガティブリスト管理モデルを積極的に模索し、行政簡素化と権限委譲を進め、人民元のクロスボーダー使用、人民元資本項目自由元転と外貨管理等の領域の改革刷新を推進する。市場の要素の双方向移動を推進する。</p> <p>（三）リスクコントロールの堅持。確かで秩序ある金融開放刷新業務を組織し、まず容易なもの、後に難しいものへ、着実に推進し、一項目が成熟すれば、一項目を推進する。評価を遅滞なくまとめ、金融リスクを防止する体系を改善する。</p> <p>二、人民元クロスボーダー使用の拡大</p> <p>（四）銀行業金融機構は規定に基づき自貿試験区内企業が提出する入出金指示により、人民元のクロスボーダー投資決済</p>

投资人民币结算业务。银行业金融机构按负面清单管理模式为区内企业提供直接投资项目下人民币结算服务。

(五) 在宏观审慎管理框架下, 自贸试验区银行业金融机构可与台湾地区金融同业按一定比例跨境拆入人民币短期借款, 向台湾地区金融同业跨境拆出短期人民币资金。

(六) 支持自贸试验区内非银行金融机构和企业在外债宏观审慎管理框架下从境外借用人民币资金, 资金运用应符合国家宏观调控和产业政策规定, 用于自贸试验区建设, 不得用于投资有价证券、理财产品、衍生产品, 不得用于委托贷款。

(七) 支持自贸试验区内金融机构和企业按规定在境外发行人民币债券, 所筹资金可根据需要调回区内使用。自贸试验区内企业的境外母公司可按规定在境内发行人民币债券。

(八) 支持在自贸试验区内设立跨境人民币投资基金, 按注册地管理, 开展跨境人民币双向投资业务。

(九) 支持自贸试验区内开展人民币计价结算的跨境租赁资产交易。支持区内租赁公司开展跨境资产转让。支持符合条件的自贸试验区金融租赁公司在境内发行、交易金融债券; 支持符合条件的自贸试验区非金融租赁公司在银行间市场发行非金融企业债务融资工具。

(十) 自贸试验区内符合条件的跨国公司可根据自身经营需要备案开展集团内跨境双向人民币资金池业务, 为其境内外关联企业经常项下人民币集中收付业务。

業務を直接取扱うことができる。銀行業金融機構はネガティブリスト管理モデルに基づき区内企業に直接投資項目の人民币決済サービスを提供する。

(五) マクロプルーデンス管理スキーム下において、自貿試験区の銀行業金融機構は台湾地域の金融同業者から一定比率に基づいてクロスボーダー人民币短期資金を借り入れ、台湾地域の金融同業者に向けてクロスボーダー短期人民币資金を貸し出すことが出来る。

(六) 自貿試験区内の非銀行金融機構と外債マクロプルーデンス管理スキーム下の企業が域外から人民币資金を借り入れることを支援する、資金運用は国家のマクロコントロールと産業政策規定に合致しなければならず、自貿試験区の建設に用い、投資有価証券、理財商品、デリバティブ商品に用いてはならず、委託貸付に用いてはならない。

(七) 自貿試験区内の金融機構と企業が規定に基づき域外において人民币債券を発行することを支援する。調達した資金は需要に基づいて区内に戻し使用することができる。自貿試験区内企業の域外親会社は規定に基づき域内において人民币債券を発行できる。

(八) 自貿試験区内においてクロスボーダー人民币投資ファンドを設立し、登記地の管理に基づき、クロスボーダー人民币双方向投資業務を展開することを支援する。

(九) 自貿試験区内でクロスボーダーリース資産取引における人民币決済を支援する。区内リース企業がクロスボーダー資産譲渡を展開することを支援する。条件に合致する自貿試験区の金融リース会社が域内において取引金融債券を発行することを支援する; 条件に合致する自貿試験区非金融リース会社が銀行間市場において非金融企業債務融資ツールを発行することを支援する。

(十) 自貿試験区内の条件に合致する多国籍企業は自身の経営の需要に基づいて、グループ企業内のクロスボーダー双方向人民币プーリング業務を備案(届出)、展開できる。その域内外の関連企業のために、經常項目の人民币集中入出金業務を提供する。

(十一) 支持自贸试验区内符合条件的企业按规定开展人民币境外证券和境外衍生品等投资业务。允许区内银行业金融机构按照银行间市场等相关政策规定和我国金融市场对外开放的整体部署为境外机构办理人民币衍生品业务。允许区内个体工商户根据业务需要向境外关联经营主体贷出人民币资金。

(十二) 支持自贸试验区个人开展经常项下、投资项下跨境人民币结算业务。在区内居住或就业并符合条件的境内个人可按规定开展跨境贸易、其他经常项下人民币结算业务, 研究开展包括证券投资在内的各类人民币境外投资。在区内居住或就业并符合条件的境外个人可按规定开展跨境贸易、其他经常项下人民币结算业务以及包括证券投资在内的各类境内投资。

### 三、深化外汇管理改革

(十三) 促进贸易投资便利化。在真实合法交易基础上, 进一步简化流程, 自贸试验区内货物贸易外汇管理分类等级为 A 类的企业, 货物贸易收入无需开立待核查账户, 允许选择不同银行办理经常项目提前购汇和付汇。简化直接投资外汇登记手续, 直接投资外汇登记下放银行办理, 外商投资企业外汇资本金实行意愿结汇。放宽区内机构对外放款管理, 进一步提高对外放款比例。允许区内符合条件的融资租赁收取外币租金。

(十四) 实行限额内资本项目可兑换。在自贸试验区内注册的、负面清单外的境内机构, 按照每个机构每自然年度跨境收入和跨境支出均不超过规定限额(暂定等值 1000 万美元, 视宏观经济和国际收支状况调节), 自主开展跨境投融资活动。限额内实行自由结售汇。符合条件的区内机构应在自贸试验区所在地外汇分局辖内银行开立资本项目——投融资账户, 办理限

(十一) 自貿試験区内の条件に合致する企業が規定に基づいて人民元域外証券と域外デリバティブ等の投資業務を展開することを支援する。区内の銀行業金融機構が銀行間市場等の関連する政策規定と中国金融市場の対外開放の全体のアレンジに基づいて、域外機構のために人民元デリバティブ業務を取扱うことを許可する。区内の個人商工業者が業務の需要に基づいて、域外の関連経営主体に人民元資金を貸し出すことを許可する。

(十二) 自貿試験区の個人が經常項目、投資項目のクロスボーダー人民元決済業務を展開することを支援する。区内に居住、あるいは就業し、あわせて条件に合致する域内個人は規定に基づきクロスボーダー貿易、その他經常項目の人民元決済業務を展開でき、証券投資を含む国内の各種人民元域外投資を研究展開する。区内において居住、あるいは就業し、あわせて条件に合致する域外個人は規定に基づき、クロスボーダー貿易、その他經常項目の人民元決済業務および証券投資を含む国内の各種域内投資を展開できる。

### 三、外貨管理改革の深化

(十三) 貿易投資利便化の促進。真に合法的な取引を基礎とし、さらにプロセスの簡素化を進める。自貿試験区内の貨物貿易外貨管理分類の等級が A 類の企業は、貨物貿易収入の審査待ち口座の開設は必要無く、經常項目の外貨転と支払いについて異なる銀行の選択を許可する。直接投資外貨登記手続を簡素化する。直接投資外貨登記を権限委譲して銀行取扱とし、外商投資企業は外貨資本金を自由に元転する。区内機構の対外貸付管理を緩和し、対外貸付比率を更に高める。区内の条件に合致するファイナンスリースが外貨リース料を受け取ることを許可する。

(十四) 限度額内の資本項目自由両替実行。自貿試験区内に登録し、ネガティブリスト以外の域内機構は、それぞれの機構のそれぞれの自然年度のクロスボーダー収入とクロスボーダー支出が超過しない規定限度額(暫定 1,000 万米ドル相当額、マクロ経済と国際収支状況をみて調節)に沿って、自主的にクロスボーダー投融资活動を展開する。限度額内の自由両替実行。条件に合致する区内機構は自貿試験区所在地の外貨分局管轄内の銀行において資本項目——投融资口座を開設

額内可兌換相关业务。

(十五) 推动外债宏观审慎管理。逐步统一境内机构外债政策。自贸试验区内机构借用外债采取比例自律管理，允许区内机构在净资产的一定倍数（暂定1倍，视宏观经济和国际收支状况调节）内借用外债，企业外债资金实行意愿结汇。

(十六) 支持发展总部经济和结算中心。放宽跨国公司外汇资金集中运营管理准入条件。进一步简化资金池管理，允许银行审核真实、合法的电子单证，为企业办理集中收付汇、轧差结算业务。

(十七) 支持银行发展人民币与外汇衍生产品服务。注册在自贸试验区内的银行机构，对于境外机构按照规定能够开展即期结售汇交易的业务，可以办理人民币与外汇衍生产品交易，并纳入银行结售汇综合头寸管理。

#### 四、拓展金融服务

(十八) 探索建立与自贸试验区相适应的账户管理体系，为符合条件的自贸试验区内主体，办理跨境经常项下结算业务、政策允许的资本项下结算业务、经批准的自贸试验区资本项目可兑换先行先试业务，促进跨境贸易、投融资结算便利化。

(十九) 支持符合条件的企业依法申请互联网支付业务许可开展业务。允许自贸试验区内注册设立的台资非金融企业，依法申请支付业务许可。福建省内银行业金融机构可与自贸试验区内持有《支付业务许可证》且许可业务范围包括互联网支付的支付机构合作，按照有关管理政策为跨境电子商务（货物贸易或服务贸易）提供跨境本外币支付结算服务。

し、限度額内の自由両替に関連する業務を取扱わなければならない。

(十五) 外債マクロプルーデンス管理を推進する。域内機構の外債政策を徐々に統一する。自貿試験区内機構の外債借入は比例自律管理を採用し、区内機構の純資産の一定倍数（暫定1倍、マクロ経済と国際収支の状況をみて調整）内の外債借入を許可し、企業は外債資金を自由に元転する。

(十六) 本部経済と決済センターの発展を支援する。多国籍企業外貨資金集中運営管理の参入条件を緩和する。プーリング管理の簡素化を進める。企業が集中決済、ネットィング決済を取り扱うため、銀行が合法的な電子エビデンスを審査することを許可する。

(十七) 銀行が人民元と外貨のデリバティブ商品サービスを発展させることを支援する。自貿試験区内において登記する銀行機構は、域外機構に対して規定に基づいてスポット両替取引の業務を展開でき、人民元と外貨デリバティブ商品取引を取り扱える、あわせて銀行両替総合ポジション管理を取り入れる。

#### 四、金融サービスの開拓

(十八) 自貿試験区に適応する口座管理体系の確立を模索する、条件に合致する自貿試験区の主体のために、クロスボーダー經常項目下の決済業務、政策が許可する資本項目下の決済業務、批准を経た自貿試験区の資本項目自由両替先行試行業務を取扱い、クロスボーダー貿易を推進し、投融資決済を利便化する。

(十九) 条件に合致する企業が法に則ってインターネット支払業務許可を申請し、業務を展開することを支援する。自貿試験区内に登記設立した台湾資本の非金融企業が、法に則って支払業務許可を申請することを許可する。福建省内の銀行業金融機構は自貿試験区内の『支払業務許可証』を持ち、かつ許可業務範囲にインターネット支払を含む支払機構と協働し、関連管理政策に基づいてクロスボーダー電子商取引（貨物貿易あるいはサービス貿易）にクロスボーダー外貨支払決済サー

(二十) 创建金融集成电路(IC)卡“一卡通”示范区。完善自贸试验区金融集成电路卡应用环境,加大销售终端(POS)、自动柜员机(ATM)等机具的非接触受理改造力度。大力拓展金融集成电路卡和移动金融在自贸试验区生活服务、公共交通、社会保障等公共服务领域的应用,通过提升现代金融服务水平改善民生。

#### 五、深化两岸金融合作

(二十一) 支持自贸试验区在海峡两岸金融合作中发挥先行先试作用。支持自贸试验区在两岸货币合作方面探索创新。允许符合条件的银行机构为境外企业和个人开立新台币账户,允许金融机构与台湾地区银行之间开立新台币同业往来账户办理多种形式结算业务,试点新台币区域性银行间市场交易。支持厦门片区完善两岸货币现钞调运机制。

(二十二) 支持建立自贸试验区金融改革创新与厦门两岸区域性金融服务中心建设的联动机制,深化两岸金融合作。

(二十三) 支持自贸试验区在两岸金融同业民间交流合作基础上,完善两岸金融同业定期会晤机制,促进两岸金融合作与发展。完善两岸反洗钱、反恐融资监管合作和信息共享机制。

#### 六、完善金融监管

(二十四) 办理自贸试验区业务的金融机构应遵循“展业三原则”,建立健全内控制度并报金融监管部门备案,完善业务的真实性、合规性审查机制。

ビスを提供できる。

(二十) 金融集積回路(IC)カードである“一卡通”の模範区を創設する。自貿試験区における金融集積回路カードの応用環境を改善し、販売端末(POS)、自動預払機(ATM)等の機具の非接触受理の改良レベルを高める。自貿試験区の生活サービス、公共交通、社会保障等、公共サービス領域の活用において、金融集積回路カードと移動金融を大幅に開拓する。現代金融のサービスレベルを高めることを通じて、人々の暮らしを改善する。

#### 五、兩岸金融協働の深化

(二十一) 自貿試験区が海峡兩岸において金融協働することにおいて、先行パイロット作用を発揮することを支援する。自貿試験区が兩岸において貨幣協働の方面で刷新を模索することを支援する。条件に合致する銀行機構が域外企業と個人の新台幣ドル口座を開設することを許可し、金融機構が台湾地区銀行との間に新台幣ドルポスト口座を開設し、多種の形式での決済業務を行うことを許可する。新台幣ドルの区域性銀行間の市場取引を試行する。厦門エリアが兩岸の貨幣の現金調達運用体制を改善することを支援する。

(二十二) 自貿試験区の金融改革刷新と厦門兩岸区域性金融サービスセンター建設の連動メカニズムの確立と、兩岸の金融協働の深化を支援する。

(二十三) 自貿試験区が兩岸金融同業者の民間交流協働の上に、兩岸金融同業者の定期会談体制を改善し、兩岸金融協働と発展を推進することを支援する。兩岸のアンチマネロン、反テロ融資の監督管理協働と情報共有体制を改善する。

#### 六、金融監督管理の改善

(二十四) 自貿試験区の業務を取扱う金融機構は“業務展開3原則”を遵守しなければならない。健全な内部コントロール制度を確立し、あわせて金融監督管理部門に備案(届出)、報告し、業務の真実性、合法的な審査体制を改善する。

(二十五) 办理自贸试验区业务的金融机构开展创新业务，应具有真实合法交易基础，不得使用虚假合同等凭证或虚构交易办理业务。

(二十六) 办理自贸试验区业务的金融机构和支付机构应按照法律法规要求切实履行反洗钱、反恐融资、反逃税等义务，全面监测跨境、跨区资金流动，按规定及时报送大额和可疑交易报告。

(二十七) 办理自贸试验区业务的金融机构，应按规定办理国际收支统计等相关业务申报，配合金融监管部门，全面监测分析跨境资金流动，健全和落实单证留存制度。

(二十八) 中国人民银行和国家外汇管理局授权派出机构，按照宏观审慎管理要求，探索在自贸试验区内建立和完善跨境资金流动风险监测预警指标体系，防止跨境资金大进大出，加强监管，制定相关应急预案，必要时采取临时性管制措施。探索主体监管，实施分类管理，建立和完善系统性风险预警、防范和化解体系，守住不发生系统性、区域性金融风险底线。加强与金融监管部门的沟通协调，建立信息共享机制。加强对自贸试验区内金融机构信息安全管理，明确管理部门和管理职责。

(二十九) 加强金融消费者权益保护。自贸试验区内金融机构要完善客户权益保护机制，负起保护消费者的主体责任。建立健全区内金融消费者权益保护工作体系。加强与金融监管、行业组织和司法部门相互协作，探索构建和解、专业调解、仲裁和诉讼在内的多元化金融纠纷解决机制。加强自贸试验区金融创新产品相关知识普及，重视风险教育，提高消费者的风险防范意识和自我保护能力。

(二十五) 自貿試験区業務を取扱う金融機構が刷新業務を展開するには、真に合法的な取引基礎を有していなければならない。虚偽契約等のエビデンスあるいは虚構取引を業務として取扱ってはならない。

(二十六) 自貿試験区業務を取扱う金融機構と支払機構は法律法規の要求に基づいて、アンチマネロン、反テロ融資、反脱税等の義務を着実に履行しなければならない。国を跨ぐ、区を跨ぐ資金移動を全面的にモニタリングし、規定に基づき遅滞なく大口報告と疑わしい取引報告を報告送付する。

(二十七) 自貿試験区業務を取扱う金融機構は、規定に基づき国際収支統計等の関連する業務申告を取扱わなければならない。金融監督管理部門に協力し、クロスボーダー資金流動を全面的にモニタリング、分析し、証憑保存制度を整え、具体化する。

(二十八) 中国人民銀行と国家外貨管理局が授権した派出機構は、マクロプルーデンス管理の要求に基づいて、自貿試験区内においてクロスボーダー資金流動リスクモニタリングのアラーム指標体系を確立、改善することを模索し、クロスボーダー資金の大量流入・流出を防止し、監督管理を強化し、関連する緊急事前対策を制定する。必要な際には臨時性の管制措置を採用する。主体的な監督管理を模索し、分類管理を実施する。システミックリスク・アラーム、防止、解決体系を確立、改善する。システミックリスク、区域性金融リスクが発生しないようベースラインを守る。金融監督管理部門との意思疎通、協調を強化し、情報共有体制を確立する。自貿試験区内の金融機構の情報安全管理を強化し、管理部門と管理職責を明確にする。

(二十九) 金融消費権益保護を強化する。自貿試験区内の金融機構は顧客権益の保護体制を改善しなければならない。消費者の保護の主体责任を負う。健全な区内金融消費権益保護業務の体系を確立する。金融監督管理、産業組織と司法部門の相互協働を強化し、和解、専門調停、仲裁と訴訟を含む多元化する金融紛争の解決体制の構築を模索する。自貿試験区の金融刷新商品に関連する知識の普及を強化し、リスク教育を重視し、消費者のリスク防止の意識と自らの保護能力を高める。



<p>(三十) 中国人民银行和国家外汇管理局授权派出机构，加强与有关金融监管部门派出机构的沟通，按照宏观审慎、风险可控、稳步推进的原则，依据本意见制定实施细则和操作规程，报中国人民银行总行备案。</p> <p style="text-align: right;">中国人民银行 2015年12月9日</p>	<p>(三十) 中国人民銀行と国家外貨管理局が授権する派出機構は、関連する金融監督管理部門の派出機構とのコミュニケーションを強化し、マクロプルーデンス、リスクコントロール、着実に推進する原則に沿って、本意見の制定する実施細則と操作规程に基づいて、中国人民銀行本店に備案を報告する。</p> <p style="text-align: right;">中国人民銀行 2015年12月9日</p>
---	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室